

町内の子育てサークル3団体 初めての交流会で仲間作り

7月6日、二本木コミュニティセンターを会場に、町内の子育てサークルの3団体（にこにこチューリップ、ミルクっ子クラブ、お元気会）が交流会を開催しました。3団体が合同で交流会を開催するのは今回が初めてで、各サークルに通っている保育園入園前の0歳から3歳までの子どもとその保護者合わせて約60名が参加。
はじめに、親子で七夕飾りを折り紙で作し、竹に飾りつけていきました。その後、子どもたちは紙芝居や体操、歌、ゲームなどを楽しみ、保護者たちは子育てや日常生活などのことについて情報交換を行い、新しい仲間をたくさん作り、交流を深めました。



たくさんのお声援のなか、白熱プレー 小杉・藤山・駒込合同で住民大運動会

6月3日、小杉公民館・藤山公民館の主催により、住民大運動会が小杉コミュニティセンター前のグラウンドで行われ、最近町へ引っ越してきた方も含め、保育園児からお年寄りまで約200名が参加しました。
選手宣誓とラジオ体操を行ったあと、小杉上・中・下・藤山の4チームに分かれて、家族、友人、地域の人たちが一緒になってお声援を送るなか、徒競走、パン食い競争、玉入れ、マラソン、リレーなど、白熱したプレーが行われました。絶好の運動日和の中、みなさん心地よい汗を流して、運動、交流を楽しみました。



地域を緑と豊かな心でいっぱい 二本木で「緑の百年物語」植樹

6月24日、花や木を植え、守り育てることにより、美しい風景と豊かな文化を築くことを目的に、二本木地域公民館と二本木青少年育成会の主催で花木の植え付けが行われ、親子約150名が参加しました。
はじめに二本木グラウンドの高さ約20mのプラタナスの由来を古老2名が紹介。小学生だった70年前の植樹のエピソードと緑とともに生きることの大切さを聞いた後、参加者は花屋さんから花の植え方・育て方の指導を受けながら、日々草など3種類の花を70鉢のプランターに植え、ツツジ10本を二本木グラウンドに植樹。プランターは、各家庭や体育センターなどに飾られています。



地域の川、自然に親しんでもらおうと 木津で小阿賀野川再発見釣り大会

6月24日、木津地域公民館の主催で釣り大会が小阿賀野川で行われ、親子約50名が参加。昔、小阿賀野川は泳いだり魚釣りなどをした遊びの場でしたが、最近は身近に感じる事が少なくなったことから、子どもたちに魚釣りを通して川に親しんでもらおうと企画されました。
ブラックバスなどの外来魚をリリースしない（川に戻さない）といったルールのもと、2か所に分かれて、保護者や地域の人たちから、エサの付け方や仕掛けの作り方などを教わりながら、子どもたちは釣りに挑戦。魚が釣れたり竿をあげたときに逃げられたりしたときは歓声をあげ、地域の自然の中で釣りをしました。



住民の交流、各地域のイベントへ

平成13年度 児童扶養手当額表（平成11年4月～）

(単位：円)

対象児童	全部支給		一部停止	
	月額	期支払額	月額	期支払額
1人	42,370	169,480	28,350	113,400
2人	42,370	189,480	33,350	133,400
3人	50,370	201,480	36,350	145,400

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方は、8月13日(月)から9月10日(月)までに現況届と所得状況届を提出しなければなりません。現況届出書を受給者あてに送付しますので、忘れずに提出してください。
未提出の場合、手当の支払いが停止されることがあります。

平成13年度 児童扶養手当所得制限額表

(単位：円)

扶養親族等の数	本人				配偶者及び扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得制限額
	収入額	所得制限額	収入額	所得制限額		
0	1,108,000	458,000	2,457,000	1,540,000	3,625,000	2,360,000
1	2,048,000	904,000	3,000,000	1,920,000	4,100,000	2,740,000
2	2,651,000	1,326,000	3,543,000	2,300,000	4,575,000	3,120,000
3	3,254,000	1,748,000	4,025,000	2,680,000	5,050,000	3,500,000

※扶養親族が4人以上いる場合は、1人増えるごとに制限額が上がります。

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届

9月10日までに提出してください

退職者医療制度

退職者医療制度を受けられる人は、長い間、会社や役所などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている69歳以下の人とその扶養者で、次の項目に該当する方。

1. 国民健康保険に加入している人
2. 老人保険法の適用を受けていない人
3. 厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
4. 退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者

▽問い合わせ
町民生活課 国民健康保険係
☎3851-2111
(内線121)

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父と生計を同じくしていない児童を養育している母（または養育者）に支給されます。手当の支給を受ける方などの所得が一定額以上ある場合、手当の全部または一部の支給が停止されます。
なお、支給要件に該当してから手当の認定請求をせずに5年を経過した場合は、請求する権利を失います。

児童扶養手当・特別児童扶養手当についての申請、問い合わせ先は、健康推進課(☎3851-2111)です。

国民健康保険



加入するとき

1. 他市町村から転入した時
2. 職場の健康保険などをやめた時
3. 子どもが生まれた時
4. 生活保護を受けなくなった時

やめるとき

1. 他市町村へ転出した時
2. 職場の健康保険などへ入った時
3. 死亡した時
4. 生活保護を受けた時

届け出は14日以内に

年金受給権が発生した日から適用

●お医者さんにかかる時の一部負担金

退職者被保険者本人	入院・通院とも2割
扶養家族	入院は医療費の2割 通院は医療費の3割